

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成20年 5 月 2 日 |
| 【会社名】 | 伊藤忠エネクス株式会社 |
| 【英訳名】 | ITOCHU ENEX CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小寺 明 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都目黒区目黒一丁目24番12号 |
| 【電話番号】 | 03-5436-8202 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理部長 寺岡 義行 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都目黒区目黒一丁目24番12号 |
| 【電話番号】 | 03-5436-8202 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理部長 寺岡 義行 |
| 【縦覧に供する場所】 | 伊藤忠エネクス株式会社関東カーライフ営業部 (さいたま市大宮区土手町 1 丁目 2 番地) 伊藤忠エネクス株式会社中部カーライフ営業部 (名古屋市中区錦 1 丁目 5 番11号) 伊藤忠エネクス株式会社関西カーライフ営業部 (大阪市北区中崎西 2 丁目 4 番12号) 伊藤忠エネクス株式会社九州カーライフ営業部 (福岡市博多区博多駅前 3 丁目 2 番 8 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1【提出理由】

当社と伊藤忠商事株式会社（以下、「伊藤忠商事」といいます。）及びその100%子会社である伊藤忠ペトロリアム株式会社（以下、「IPCJ」といいます。）は、平成20年3月14日開催のそれぞれの取締役会において、平成20年10月1日を効力発生日として、伊藤忠商事のエネルギー・トレード部門が営む事業の一部（以下、「石油製品トレード事業」といいます。）、及びIPCJが営む石油製品ロジスティクス事業（以下、「IPCJ事業」といいます。）をそれぞれ会社分割により当社が承継すること（以下、「本件吸収分割」といいます。）を決定し、三社合意で基本合意書を締結いたしました。これに伴い、平成20年3月14日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出致しました。

この度、平成20年4月30日開催の当社取締役会において、本件吸収分割に係る吸収分割契約書の締結を承認し、同日に当該吸収分割契約書を締結いたしました。また、平成20年4月28日に、当社は、第三者算定機関である日興コーディアル証券株式会社より、本件吸収分割における割当株式数の公正性についての意見書を受領いたしました。これらの理由により、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出致します。

2【訂正内容】

《1》吸収分割契約書の締結による訂正事項

1. 「(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容」の「吸収分割の方法」について

訂正事項は下線を付して表示しています。

(訂正前)

吸収分割の方法

- () 石油製品トレード事業

伊藤忠商事を分割会社とし、当社を承継会社とする分社型吸収分割の方法を採用する予定です。

- () IPCJ事業

IPCJを分割会社とし、当社を承継会社とする分割型吸収分割の方法を採用する予定です。

なお、当社は、平成20年4月末日までに伊藤忠商事及びIPCJと会社分割契約を締結する予定です。

(以下省略)

(訂正後)

吸収分割の方法

- () 石油製品トレード事業

伊藤忠商事を分割会社とし、当社を承継会社とする分社型吸収分割です。

- () IPCJ事業

IPCJを分割会社とし、当社を承継会社とする分割型吸収分割です。

なお、当社は、平成20年4月30日開催の取締役会において、吸収分割契約書の締結を承認し、同日に伊藤忠商事及びIPCJと吸収分割契約書を締結致しました。

(以下省略)

2. 「(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容」の「吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容(分割の対価)」について

訂正事項は下線を付して表示しています。

(訂正前)

吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容(分割の対価)

() 石油製品トレード事業

当社が分割に際して発行する普通株式7,131,666株及び当社が保有する普通株式(自己株式)4,624,286株の計11,755,952株を、伊藤忠商事に割当交付する予定です。

() I P C J 事業

当社が分割に際して発行する普通株式13,392,857株を、I P C J に割当交付する予定です。

(訂正後)

吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容(分割の対価)

() 石油製品トレード事業

当社が分割に際して発行する普通株式7,131,666株及び当社が保有する普通株式(自己株式)4,624,286株の計11,755,952株を、伊藤忠商事に割当交付いたします。

() I P C J 事業

当社が分割に際して発行する普通株式13,392,857株を、I P C J に割当交付いたします。

3. 「(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容」の「その他の吸収分割契約の内容」について

訂正事項は下線を付して表示しています。

(訂正前)

その他の吸収分割契約の内容

() 石油製品トレード事業

当社は分割の効力発生日において、石油製品トレード事業に関して、当社と伊藤忠商事が合意する資産、債務及び雇用契約その他の権利義務を承継する予定です。

() I P C J 事業

当社は分割の効力発生日において、I P C J 事業に関して、当社とI P C J が合意する資産、債務及び雇用契約その他の権利義務を承継する予定です。

(訂正後)

その他の吸収分割契約の内容

() 石油製品トレード事業

吸収分割契約書

伊藤忠商事株式会社(住所:大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号、以下「分割会社」という。)と伊藤忠エネクス株式会社(住所:東京都目黒区目黒一丁目24番12号、以下「承継会社」といい、分割会社とあわせて、以下「本当事者」という。)とは、分割会社とその石油製品トレード課及び石油製品課において営んでいる事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務を、承継会社が吸収分割により承継すること(以下「本件分割」という。)に関して、以下のとおり合意したので、吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

分割会社は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、分割会社が本事業に関して有する権利義務を分割して承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条(本件分割に際して承継会社が交付する株式の種類及びその数)

承継会社は、本件分割に際して、普通株式7,131,666株を発行し、承継会社が保有する自己の普通株式4,624,286株とあわせて、分割会社に対して、分割会社の普通株式11,755,952株を交付するものとする。

第3条(承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額に関する事項)

本件分割により増加すべき承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額
0円
- (2) 資本準備金の増加額
0円
- (3) 利益準備金の増加額
0円

第4条(本件分割の効力発生日)

本件分割がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、平成20年10月1日とする。但し、本件分割の手の進行上の必要性その他の事由により、本当事者間で協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条(承継する権利義務)

承継会社が本件分割により分割会社から承継する権利義務は、本効力発生日において本事業に属する一切の資産、債務その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)とする。但し、別紙1記載の資産、債務その他の権利義務は承継対象権利義務から除くものとする。なお、承継対象権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、合意等を要するものについては、当該許認可、承諾、合意等の取得を条件とする。

第6条(分割承認総会等)

1. 分割会社は、会社法第784条第3項の定めに従って、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。但し、分割会社が必要と判断した場合には、分割会社が株主総会を開催して本契約の承認を求めることを妨げない。
2. 承継会社は、会社法第796条第3項本文の定めに従って、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。但し、承継会社が必要と判断した場合には、承継会社が株主総会を開催して本契約の承認を求めることを妨げない。

第7条（公租公課等の負担）

第5条に基づき本件分割による承継対象権利義務に係る公租公課等は、本効力発生日の前日までは、分割会社が、本効力発生日からは、承継会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第8条（分割会社の表明及び保証）

1．分割会社は、承継会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。

本件分割に関し、分割会社又はそのアドバイザーが、承継会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、承継会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。分割会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、承継会社が開示又は提供されていないものは存在しない。

2．分割会社は、前項に規定された分割会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに承継会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

第9条（承継会社の表明及び保証）

1．承継会社は、分割会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。

本件分割に関し、承継会社又はそのアドバイザーが、分割会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、分割会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。承継会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、分割会社が開示又は提供されていないものは存在しない。

2．承継会社は、前項に規定された承継会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに分割会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

第10条（補償）

1．本当事者は、前2条に定める自らの表明及び保証の違反により相手方当事者に生じた損害を補償するものとする。

2．本条第1項に基づく補償責任は、当該損害の発生が、本効力発生日後2年以内に、当該補償を請求する当事者により書面をもって請求された場合に限り生じるものとし、累計で本契約締結日の株式会社東京証券取引所における承継会社普通株式の終値に11,755,952株を乗じた額を上限とするものとする。

第11条（本契約の変更・解除）

本契約締結日後本効力発生日までに、本契約に定める当事者の表明及び保証の重大な違反が判明した場合、本契約に定める義務に重大な違反が発生した場合、本件分割の実行のために必要な関係官庁の許認可等が得られなかった場合、分割会社若しくは承継会社の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本件分割の目的の達成が著しく困難となった場合は、本当事者は協議し合意の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、本日付けで伊藤忠ペトロリアム株式会社と承継会社との間で締結される別紙2の吸収分割契約に定める吸収分割の効力が本効力発生日において生じない場合は、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、本当事者は誠意をもって協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、両当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年4月30日

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社
代表取締役専務取締役 小林 洋一

東京都目黒区目黒一丁目24番12号
伊藤忠エネクス株式会社
代表取締役社長 小寺 明

別紙 1

1. 承継対象権利義務から除外される債務
本効力発生日の前日までに発生した本事業に係る租税債務

2. 承継対象権利義務から除外される契約
本事業に従事する分割会社の従業員と分割会社との間の全ての雇用契約

以上

吸収分割契約書

伊藤忠ペトロリアム株式会社（住所：東京都港区北青山二丁目5番1号、以下「分割会社」という。）と伊藤忠エネクス株式会社（住所：東京都目黒区目黒一丁目24番12号、以下「承継会社」といい、分割会社とあわせて、以下「本当事者」という。）とは、分割会社が営んでいる事業（但し、ITOCHU Petroleum Co., (Singapore) Pte. Ltd.の株式保有及び経営管理に係る事業を除く。）（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、承継会社が吸収分割により承継すること（以下「本件分割」という。）に関して、以下のとおり合意したので、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、分割会社が本事業に関して有する権利義務を分割して承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（本件分割に際して承継会社が交付する株式の種類及びその数）

承継会社は、本件分割に際して、普通株式13,392,857株を発行し、その全てを分割会社に対して交付するものとする。

第3条（承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額に関する事項）

本件分割により増加すべき承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額
0円
- (2) 資本準備金の増加額
0円
- (3) 利益準備金の増加額
0円

第4条（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成20年10月1日とする。但し、本件分割の手の進行上の必要性その他の事由により、本当事者間で協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条（承継する権利義務）

承継会社が本件分割により分割会社から承継する権利義務は、本効力発生日において本事業に属する一切の資産、債務その他の権利義務（雇用契約に係る契約上の地位及び権利義務を含む。）（以下「承継対象権利義務」という。）とする。但し、別紙1記載の資産、債務その他の権利義務は承継対象権利義務から除くものとする。なお、承継対象権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、合意等を要するものについては、当該許認可、承諾、合意等の取得を条件とする。

第6条（分割承認総会等）

1. 分割会社は、本効力発生日の前日までに株主総会を招集して、本契約の承認その他本件分割に必要な事項及び第7条に定める剰余金の配当に関する承認を得るものとする。
2. 承継会社は、会社法第796条第3項本文の定めに従って、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。但し、承継会社が必要と判断した場合には、承継会社が株主総会を開催して本契約の承認を求めることを妨げない。

第7条（剰余金の配当）

分割会社は、本効力発生日に、第2条に基づき承継会社から交付を受けた承継会社の普通株式13,392,857株全てを配当財産として、第6条第1項に定める分割会社の株主総会の決議に従って、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）に対して剰余金の配当を行うものとする。

第8条（公租公課等の負担）

第5条に基づき承継対象権利義務に係る公租公課等は、本効力発生日の前日までは、分割会社が、本効力発生日からは、承継会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第9条（分割会社の表明及び保証）

1．分割会社は、承継会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。

本件分割に関し、分割会社又はそのアドバイザーが、承継会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、承継会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。分割会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、承継会社が開示又は提供されていないものは存在しない。

2．分割会社は、前項に規定された分割会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに承継会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

第10条（承継会社の表明及び保証）

1．承継会社は、分割会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。

本件分割に関し、承継会社又はそのアドバイザーが、分割会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、分割会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。承継会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、分割会社が開示又は提供されていないものは存在しない。

2．承継会社は、前項に規定された承継会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに分割会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

第11条（損害賠償等）

1．本当事者は、前2条に定める自らの表明及び保証の違反により相手方当事者に生じた損害を補償するものとする。

2．本条第1項に基づく補償責任は、当該損害の発生が、本効力発生日後2年以内に、当該補償を請求する当事者により書面をもって請求された場合に限り生じるものとし、累計で本契約締結日の株式会社東京証券取引所における承継会社普通株式の終値に13,392,857株を乗じた額を上限とするものとする。

第12条（本契約の変更・解除）

本契約締結日後本効力発生日までに、本契約に定める当事者の表明及び保証の重大な違反が判明した場合、本契約に定める義務に重大な違反が発生した場合、本件分割の実行のために必要な関係官庁の許認可等が得られなかった場合、分割会社若しくは承継会社の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本件分割の目的の達成が著しく困難となった場合は、本当事者は協議し合意の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、本日付けで伊藤忠商事株式会社と承継会社との間で締結される別紙2の吸収分割契約に定める吸収分割の効力が本効力発生日において生じない場合は、その効力を失う。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、本当事者は誠意をもって協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、両当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年4月30日

東京都港区北青山二丁目5番1号
伊藤忠ペトロリアム株式会社
代表取締役社長 笹原 則章

東京都目黒区目黒一丁目24番12号
伊藤忠エネクス株式会社
代表取締役社長 小寺 明

1. 承継対象権利義務から除外される債務

本効力発生日の前日までに発生した本事業に係る租税債務

2. 承継対象権利義務から除外される契約

- (1) 伊藤忠商事と分割会社との間の平成15年4月1日付「事前了解並びにご報告頂きたい事項に就いて」と題する書面に基づく、事前了解事項又は報告事項に関する合意
- (2) 伊藤忠商事と分割会社との間の業務委託に関する平成10年10月1日付「覚書」及び同覚書に関連する一切の合意及び取決め
- (3) 伊藤忠商事と分割会社との間の平成19年4月2日付「短期ターム貸付取引契約書」
- (4) 伊藤忠商事と分割会社との間の平成19年4月2日付「グループCMSゼロバランスサービス基本契約書」
- (5) 分割会社と中小企業退職金共済事業団との間の退職金共済契約

以上

() I P C J 事業

吸収分割契約書

伊藤忠ペトロリアム株式会社（住所：東京都港区北青山二丁目5番1号、以下「分割会社」という。）と伊藤忠エネクス株式会社（住所：東京都目黒区目黒一丁目24番12号、以下「承継会社」といい、分割会社とあわせて、以下「本当事者」という。）とは、分割会社が営んでいる事業（但し、ITOCHU Petroleum Co., (Singapore) Pte. Ltd.の株式保有及び経営管理に係る事業を除く。）（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、承継会社が吸収分割により承継すること（以下「本件分割」という。）に関して、以下のとおり合意したので、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、分割会社が本事業に関して有する権利義務を分割して承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（本件分割に際して承継会社が交付する株式の種類及びその数）

承継会社は、本件分割に際して、普通株式13,392,857株を発行し、その全てを分割会社に対して交付するものとする。

第3条（承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額に関する事項）

本件分割により増加すべき承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額
0円
- (2) 資本準備金の増加額
0円
- (3) 利益準備金の増加額
0円

第4条（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成20年10月1日とする。但し、本件分割の手の進行上の必要性その他の事由により、本当事者間で協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条（承継する権利義務）

承継会社が本件分割により分割会社から承継する権利義務は、本効力発生日において本事業に属する一切の資産、債務その他の権利義務（雇用契約に係る契約上の地位及び権利義務を含む。）（以下「承継対象権利義務」という。）とする。但し、別紙1記載の資産、債務その他の権利義務は承継対象権利義務から除くものとする。なお、承継対象権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、合意等を要するものについては、当該許認可、承諾、合意等の取得を条件とする。

第6条（分割承認総会等）

1. 分割会社は、本効力発生日の前日までに株主総会を招集して、本契約の承認その他本件分割に必要な事項及び第7条に定める剰余金の配当に関する承認を得るものとする。
2. 承継会社は、会社法第796条第3項本文の定めに従って、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。但し、承継会社が必要と判断した場合には、承継会社が株主総会を開催して本契約の承認を求めることを妨げない。

第7条（剰余金の配当）

分割会社は、本効力発生日に、第2条に基づき承継会社から交付を受けた承継会社の普通株式13,392,857株全てを配当財産として、第6条第1項に定める分割会社の株主総会の決議に従って、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）に対して剰余金の配当を行うものとする。

第8条（公租公課等の負担）

第5条に基づき承継対象権利義務に係る公租公課等は、本効力発生日の前日までは、分割会社が、本効力発生日からは、承継会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第9条（分割会社の表明及び保証）

1. 分割会社は、承継会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。

本件分割に関し、分割会社又はそのアドバイザーが、承継会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、承継会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。分割会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、承継会社が開示又は提供されていないものは存在しない。

2. 分割会社は、前項に規定された分割会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに承継会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

第10条（承継会社の表明及び保証）

1. 承継会社は、分割会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。

本件分割に関し、承継会社又はそのアドバイザーが、分割会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、分割会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。承継会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、分割会社が開示又は提供されていないものは存在しない。

2. 承継会社は、前項に規定された承継会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに分割会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

第11条（損害賠償等）

1. 本当事者は、前2条に定める自らの表明及び保証の違反により相手方当事者に生じた損害を補償するものとする。

2. 本条第1項に基づく補償責任は、当該損害の発生が、本効力発生日後2年以内に、当該補償を請求する当事者により書面をもって請求された場合に限り生じるものとし、累計で本契約締結日の株式会社東京証券取引所における承継会社普通株式の終値に13,392,857株を乗じた額を上限とするものとする。

第12条（本契約の変更・解除）

本契約締結日後本効力発生日までに、本契約に定める当事者の表明及び保証の重大な違反が判明した場合、本契約に定める義務に重大な違反が発生した場合、本件分割の実行のために必要な関係官庁の許認可等が得られなかった場合、分割会社若しくは承継会社の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本件分割の目的の達成が著しく困難となった場合は、本当事者は協議し合意の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条（本契約の効力）

本契約は、本日付けで伊藤忠商事株式会社と承継会社との間で締結される別紙2の吸収分割契約に定める吸収分割の効力が本効力発生日において生じない場合は、その効力を失う。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、本当事者は誠意をもって協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、両当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年4月30日

東京都港区北青山二丁目5番1号
伊藤忠ペトロリアム株式会社
代表取締役社長 笹原 則章

東京都目黒区目黒一丁目24番12号
伊藤忠エネクス株式会社
代表取締役社長 小寺 明

1. 承継対象権利義務から除外される債務

本効力発生日の前日までに発生した本事業に係る租税債務

2. 承継対象権利義務から除外される契約

- (1) 伊藤忠商事と分割会社との間の平成15年4月1日付「事前了解並びにご報告頂きたい事項に就いて」と題する書面に基づく、事前了解事項又は報告事項に関する合意
- (2) 伊藤忠商事と分割会社との間の業務委託に関する平成10年10月1日付「覚書」及び同覚書に関連する一切の合意及び取決め
- (3) 伊藤忠商事と分割会社との間の平成19年4月2日付「短期ターム貸付取引契約書」
- (4) 伊藤忠商事と分割会社との間の平成19年4月2日付「グループCMSゼロバランスサービス基本契約書」
- (5) 分割会社と中小企業退職金共済事業団との間の退職金共済契約

以上

吸収分割契約書

伊藤忠商事株式会社（住所：大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号、以下「分割会社」という。）と伊藤忠エネクス株式会社（住所：東京都目黒区目黒一丁目24番12号、以下「承継会社」といい、分割会社とあわせて、以下「本当事者」という。）とは、分割会社とその石油製品トレード課及び石油製品課において営んでいる事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、承継会社が吸収分割により承継すること（以下「本件分割」という。）に関して、以下のとおり合意したので、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、分割会社が本事業に関して有する権利義務を分割して承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（本件分割に際して承継会社が交付する株式の種類及びその数）

承継会社は、本件分割に際して、普通株式7,131,666株を発行し、承継会社が保有する自己の普通株式4,624,286株とあわせて、分割会社に対して、分割会社の普通株式11,755,952株を交付するものとする。

第3条（承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額に関する事項）

本件分割により増加すべき承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額
0円
- (2) 資本準備金の増加額
0円
- (3) 利益準備金の増加額
0円

第4条（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成20年10月1日とする。但し、本件分割の手の進行上の必要性その他の事由により、本当事者間で協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条（承継する権利義務）

承継会社が本件分割により分割会社から承継する権利義務は、本効力発生日において本事業に属する一切の資産、債務その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）とする。但し、別紙1記載の資産、債務その他の権利義務は承継対象権利義務から除くものとする。なお、承継対象権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、合意等を要するものについては、当該許認可、承諾、合意等の取得を条件とする。

第6条（分割承認總會等）

1. 分割会社は、会社法第784条第3項の定めに従って、会社法第783条第1項に定める株主總會の承認を得ることなく本件分割を行う。但し、分割会社が必要と判断した場合には、分割会社が株主總會を開催して本契約の承認を求めることを妨げない。
2. 承継会社は、会社法第796条第3項本文の定めに従って、会社法第795条第1項に定める株主總會の承認を得ることなく本件分割を行う。但し、承継会社が必要と判断した場合には、承継会社が株主總會を開催して本契約の承認を求めることを妨げない。

第7条（公租公課等の負担）

第5条に基づき本件分割による承継対象権利義務に係る公租公課等は、本効力発生日の前日までは、分割会社が、本効力発生日からは、承継会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

第8条（分割会社の表明及び保証）

1. 分割会社は、承継会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。
本件分割に関し、分割会社又はそのアドバイザーが、承継会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、承継会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。分割会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、承継会社に開示又は提供されていないものは存在しない。
2. 分割会社は、前項に規定された分割会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに承継会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

第9条（承継会社の表明及び保証）

1. 承継会社は、分割会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。
本件分割に関し、承継会社又はそのアドバイザーが、分割会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、分割会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。承継会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、分割会社に開示又は提供されていないものは存在しない。
2. 承継会社は、前項に規定された承継会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに分割会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

第10条（補償）

1. 本当事者は、前2条に定める自らの表明及び保証の違反により相手方当事者に生じた損害を補償するものとする。
2. 本条第1項に基づく補償責任は、当該損害の発生が、本効力発生日後2年以内に、当該補償を請求する当事者により書面をもって請求された場合に限り生じるものとし、累計で本契約締結日の株式会社東京証券取引所における承継会社普通株式の終値に11,755,952株を乗じた額を上限とするものとする。

第11条（本契約の変更・解除）

本契約締結日後本効力発生日までに、本契約に定める当事者の表明及び保証の重大な違反が判明した場合、本契約に定める義務に重大な違反が発生した場合、本件分割の実行のために必要な関係官庁の許認可等が得られなかった場合、分割会社若しくは承継会社の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本件分割の目的の達成が著しく困難となった場合は、本当事者は協議し合意の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、本日付けで伊藤忠ペトロリアム株式会社と承継会社との間で締結される別紙2の吸収分割契約に定める吸収分割の効力が本効力発生日において生じない場合は、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、本当事者は誠意をもって協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、両当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成20年 4 月30日

大阪市中央区久太郎町四丁目 1 番 3 号
伊藤忠商事株式会社
代表取締役専務取締役 小林 洋一

東京都目黒区目黒一丁目24番12号
伊藤忠エネクス株式会社
代表取締役社長 小寺 明

別紙 1

1. 承継対象権利義務から除外される債務
本効力発生日の前日までに発生した本事業に係る租税債務

2. 承継対象権利義務から除外される契約
本事業に従事する分割会社の従業員と分割会社との間の全ての雇用契約

以上

《2》吸収分割の割当株式数の公正性についての意見書の受領その他の理由による訂正事項
「(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠」の「 算定の経緯」

訂正事項は下線を付して表示しています。

(訂正前)

(前文省略)

なお、日興コーディアル証券及び野村証券が提出した割当株式数に係る算定結果は、本会社分割における割当株式数の公正性について意見を表明するものではありません。

(以下省略)

(訂正後)

(前文省略)

なお、日興コーディアル証券が提出した割当株式数に係る算定結果は、本会社分割における割当株式数の公正性について意見を表明するものであり、当社は平成20年4月28日に日興コーディアル証券より当該意見書を受領しております。他方で、野村証券が提出した割当株式数に係る算定結果は、本会社分割における割当株式数の公正性について意見を表明するものではありません。

(以下省略)

以上